

平成20年度 第2回政治資金適正化委員会 議事録

(開催要領)

1. 開催日時：平成20年5月23日(金) 14時00分～15時10分
2. 場 所：総務省9階第3特別会議室
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、池田隼啓、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 登録政治資金監査人の登録等に係る必要事項及び様式(案)について
 - (2) 政治資金監査に関する具体的な指針に盛り込むべき事項及び基本的な論点(メモ)について
 - (3) その他
3. 閉 会

(配布資料)

資料1 登録政治資金監査人の登録等に係る必要事項及び様式(案)

関連法令

(別紙1) 登録政治資金監査人名簿(案)

(別紙2) 登録政治資金監査人登録申請書(案)

資料2 政治資金監査に関する具体的な指針に盛り込むべき事項及び基本的な論点(メモ)

関連法令

登録政治資金監査人による政治資金監査の監査事項

政治資金監査報告書

会計帳簿

資料 登録政治資金監査人の登録等に係るその他の様式(案)

(本文)

【上田委員長】 時間になりましたので、ただいまから第2回政治資金適正化委員会を

開催いたしたいと思います。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思いますが、その前に、第1回委員会の議事録の取り扱いにつきまして、事務局より説明がございますので、お願いいたします。

【松崎参事官】 暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。議事録の取り扱いについてでございますが、政治資金適正化委員会の議事録につきましては、第1回委員会において御審議いただきました政治資金適正化委員会規程第9条、それと、政治資金適正化委員会における情報の公開等に係る運営細則第3条の規定によりまして、「委員長は、当該会議の議事録を作成し、会議に諮った上で、6年間を経過した後にこれを公表する。ただし、委員長が必要と認めるときは、議事録の一部又は全部を公表しないものことができる」とされております。

お手元に非公表資料としてお配りしております中に、その議事録がございます。右肩に取扱注意としておりますが、この議事録につきまして、次回の委員会までに内容を御確認いただき、次回の委員会においてこの第1回目の議事録をお諮りし、そこで確定をさせるということにしたいと考えております。したがって、またこの公表自体は6年間を経過した後ということになりますので、その間取り扱いには十分な御注意をお願いしたいと思います。

また、今後、委員会における議事録につきましてはこのような形で、前々回の委員会の議事録を審議していただき、また前回の委員会の議事録はお配りさせていただく、そういう流れで進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【上田委員長】 この件につきましてはよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 では、議事録の取り扱いにつきましては、ただいまの御説明のとおりよろしくお願いいたします。

本日は大変温度が上がっておりますので、ここで皆さんと一緒に上着を脱いでやりましょう。まだ、多分どこの役所も冷房は入っていないと思うので、単に空気だけ回っていると思いますので。どうぞ。私も長いことやってきましたので、まだ予算が来ていないと思います。事務局の方もどうぞ。

それでは、本日一番目の議題の「登録政治資金監査人の登録等に係る必要事項及び様式(案)について」でございますけれども、説明を事務局にお願いいたします。

【松崎参事官】 それでは、「登録政治資金監査人の登録等に係る必要事項及び様式(案)」ということで、資料1を御覧いただきたいと存じます。

この資料1のところでは、1つ目が登録政治資金監査人名簿、2つ目に登録政治資金監査人登録申請書、それから3つ目にその他としまして、(1)申請関係書類、(2)通知関係書類というふうに掲げておりますが、このうち登録政治資金監査人名簿につきましては、政治資金規正法施行規則第14条の4第1項の規定によりまして、また登録政治資金監査人登録申請書につきましては、同施行規則第14条の5第2項の規定によりまして、「政治資金適正化委員会の定める様式による」こととされておりますので、お諮りをしたいと存じます。

まず、登録政治資金監査人名簿の様式(案)でございますが、様式自体は4ページのところと別紙1として掲げております。この名簿に掲げる事項につきましては、ちょっと戻っていきまして、2ページ目に関連法令ということで、政治資金規正法第19条の18の規定がございますが、登録政治資金監査人名簿に氏名、生年月日、住所、その他総務省令で定める事項の登録を行うということで、次の3ページ目に省令がございます。施行規則第14条の3でございますが、総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とするとして、第1号が本籍、第2号が法第19条の18第1項各号のいずれかに該当する旨となっておりまして、つまり、これは弁護士、公認会計士、税理士のいずれかに該当する旨、それから第3号では、「次に掲げる場合の区分に応じ」ということで、法人の社員である場合とそれ以外の場合ですが、その法人の名称、それからその所在地、又は勤務する事務所の名称、その所在地を書くということになっております。

また、第4号では、前各号に掲げる事項のほか委員会が必要があると認めたものということで、様式の方、別紙1をもう一度御覧いただきますと、ただいま申し上げた事項が、基本的に中ほどの四角の中に盛り込まれているわけでございますが、そのほかには、性別、それから電話番号などがこの様式の中に盛り込まれております。

登録する事項としてはここまでですが、そのほか名簿の様式としましては、名簿の管理に必要な事項につきまして、表の頭、又は表の下、それから次のページ、5ページ目ですが、名簿の裏面ということで、こちらの方にも名簿の管理に必要な事項を入れております。

次に、登録政治資金監査人登録申請書の様式(案)についてでございます。これは、次の6ページ目に別紙2とございますので、これを御覧いただきたいと思っております。こちらの方は、先ほどの名簿の方に登録すべき事項について、申請書にも書いていただくというこ

とで、この四角の中は、先ほどの名簿で登録を受けるといふ、そこで掲げた事項と同様のものになっております。そのほか登録申請には添付書類が必要でございますので、様式の下のところ、添付書類として申請者の写真、戸籍抄本、住民票の写し、19条の18第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面、これは、弁護士、公認会計士、税理士のいずれかに該当する者であることを証する書面というものでございます。それから、宣誓書をお出しいただくということになっております。

法令上、政治資金適正化委員会の定める様式というのはここまででございますが、実際、登録に関連する事務を行う上では、先ほどの資料1、1ページに戻っていただきますと、その他のところで、申請関係の書類ですとか、また委員会から登録をされた監査人の方に御連絡するための通知につきまして、いろいろと定めておくことが必要でございます。それにつきましては、また非公表資料の方で準備をしております、「登録政治資金監査人の登録等に係るその他の様式(案)」、右肩に委員限りとしておる別とじの資料がございますので、そちらの方を御覧いただきたいと思います。

その中で幾つか御説明をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか、先ほどの議事録のところの下の方に用意しておる資料でございます。

(1) 申請関係書類ということで、まず、1ページ目が宣誓書でございます。これは、施行規則の方で添付書類の1つということでございますが、欠格事由に当たっていないということについて、宣誓をしていただくということになっております。

それで、次のページが、変更登録の申請書でございます。

それで、3ページ目が、今度は登録抹消申請書でございます。登録の抹消につきまして4つのケースがございます。1つが、自ら、登録した監査人からの申請による抹消、それから、弁護士、公認会計士、税理士の資格に該当しなくなった場合、また欠格事由に該当することとなった場合、この2つにつきましては、抹消の届け出をしていただくということになっております。抹消の届け出につきましては、次のページ、4ページ目になっております。それで、登録の抹消の4つ目のケースとしましては、登録の取り消しがなされた場合に名簿の方も抹消されるということで、これにつきましては職権での抹消ということになっております。

続きまして5ページ目は、監査人の方には証票をお渡しするということになっておりますが、その証票をなくした場合などの届け出の書式でございます。

それで、6ページ目の方には、この証票の再交付の申請書となっております。

ここまでが申請の関係でございまして、7ページ目からは通知関係ということで、適正化委員会の方からお出しする通知の様式でございます。1つは、監査人に登録された場合の通知書でございまして、これは、3行書いておりますが、「また」以下のところでは、証票を別添のとおり交付しますということで、証票の交付の通知も兼ねております。

続きまして8ページ目でございますが、監査人登録拒否通知書、これは登録の申請があったのに対して拒否をしますということですが、拒否するケースというのは、まさに弁護士、公認会計士、税理士ではないというケースですので、現実にはあまりこういう拒否の通知をしなければいけないような事態ということは想定はされないのですが、法令上、法律の規定では、登録を拒否したときには、理由を付記した書面で申請者に通知するとされておりますので、一応こういう通知書を用意しております。

それから9ページ目が、登録事項変更通知書で、これは変更登録申請が確実に届いて、事務が済んだことを確認的に連絡するものでございます。

続きまして10ページ目が、登録取消し通知書でございます。この取り消しは、監査人として登録できないにもかかわらず登録がされてしまったということが判明したときに行われるものでございますので、一般的には効力が遡及するとされておまして、登録されたときから実際監査人ではなかったということになるわけですが、仮に登録と取り消しの間に監査が行われた場合に、その監査の効力はどうなるのかといったことも問題となり得るということになります。この点につきましては、やはり個々具体的なケースで判断がなされることになろうかと思っております。なお、相手方に対しては、不服申し立てが可能であることを、この通知書上明らかにしております。

続きまして、登録の抹消の通知でございます。この抹消につきましては、先ほどそれぞれ資格がないと、あるいは欠格事由に当たるということで、既に監査人ではないということがその時点で確定しておりますので、それを確認的に通知するというものでございます。

続きまして12ページ目は、監査人証票の再交付の際に、証票とあわせて通知書を送るということでの通知書の書式でございます。

なお、登録政治資金監査人の登録につきましては、9月を目途に受付を開始したいと考えております。

資料1の説明は以上でございます。

【上田委員長】 何か御質問とか御意見がございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思っております。

【小見山委員】 ちょっと、お聞きしたいのですが、よろしいですか。一番最初にお話しいただいた別紙1のところですが、どこにも出てくることなので御質問させていただきます。真ん中のあたりに3つの士業の資格を取得した人となっているのですが、これは3つとも同じですけれども、試験を受かっただけでは資格は取得できませんので、開業登録になると思います。ですから、これは、あくまでも開業年月日になるということでしょうか。開業でよろしいという意味ですよ。

【松崎参事官】 これは、それぞれの士業の資格取得の年月日。

【上田委員長】 弁護士の場合には弁護士会に登録された日です。

【小見山委員】 そういうことですよ。

【上田委員長】 ええ。公認会計士さんはどう。

【小見山委員】 同じだと思いますね。だから、登録をした日ということなんですよ、取得日というのは。

【松崎参事官】 はい。まさにそういう趣旨。

【小見山委員】 それを取得日という言葉を使うのかどうか、それがちょっとわからないんですね。ほかでも全部、こういう取得日という言葉なんですかね、登録年月日じゃなくて。後で照合するために、各会からもらいますよね、証明書を。

【松崎参事官】 はい。

【小見山委員】 その証明する書面には取得日になっているんですよ。登録日じゃないですかね。大したことじゃなくて、真剣に悩まないでいただきたいんですけれども。ただそこだけです。すみません。

【松崎参事官】 御指摘のとおりでございますので、これにつきましては、確認の上、登録年月日の方がより正しいかと思っておりますので。

【小見山委員】 そうですか、ちょっと余談でごめんなさい。本当にすみません。

【上田委員長】 弁護士の場合は、法曹資格があっても、弁護士会に登録しなければ資格が生じないんですよ。公認会計士さんも試験受かって。

【小見山委員】 そうですね。だから、会計士になる資格を有する者でošimaiなんですよ。

【上田委員長】 資格ではないんですよ。

【小見山委員】 はい。だから、ここは登録年月日になると思います。

【上田委員長】 税理士さんも同じですか。

【池田委員】 一緒ですね。登録年月日、登録番号ですね。

【小見山委員】 ちょっとくだらないことで申しわけありません。

【丹下事務局長】 ややまぎらわしい表現なので、業としては、資格を取得されたという意味にとれますので、よりふさわしい表現に改めさせていただきたいと思います。

【小見山委員】 すみません。ちょっと余計なことを言いました。

【松崎参事官】 いえ、ありがとうございました。

【上田委員長】 ほかに何か。

【牧之内委員】 だから、どうするんですか。

【松崎参事官】 この点につきましては、登録年月日、また各士業で登録番号ということであれば、そのところを改めたいと思います。

【牧之内委員】 登録というと、何への登録かというのを書かないといけなくなりますよね。

【上田委員長】 要するに法19条の18の登録ではない、弁護士法、公認会計士法、税理士法にいうそれぞれの登録。

【牧之内委員】 それぞれの士法の方だから。

【上田委員長】 ということは、概念が2つでちゃうんです。

【牧之内委員】 共通概念で資格の方がいいですかね。資格取得にしておいて、何か書きなり、あるいは説明をするとか。

【上田委員長】 注記。

【小見山委員】 この同じページの一番下にある登録抹消とかというのが書いてあるじゃないですか。この登録というのは。

【松崎参事官】 これは監査人名簿の方の。

【小見山委員】 そうですね。だから、それと間違えてはいけないので、やっぱり今おっしゃったように資格の取得という形、取得の方がいいかもしれないね。

【松崎参事官】 いずれにしても、そこを誤解のないような形で説明ができるようにしておきたいと思います。

【上田委員長】 2つの登録という概念が発生しちゃうものだから、本業の方の登録とこっちの方の登録と。これでよろしいですか。

ほかに何かございますでしょうか。

それでは、「登録政治資金監査人の登録等に係る必要事項及び様式（案）」につきまして

は、ただいま事務局から御説明のとおりということにいたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 御異議ないようですので、そのように決定いたしたいと思います。

次に、本日2番目の議題の、政治資金監査に関する具体的な指針の基本的な論点について、説明を事務局にお願いいたします。

【松崎参事官】 それでは、資料2をお開きいただきたいと思います。7ページでございます。政治資金監査に関する具体的な指針に盛り込むべき事項及び基本的な論点を、メモとしてまとめたものでございます。具体的な指針は監査マニュアルとも称されているものでございますが、登録政治資金監査人が実務的にどのように監査を行うかを示すことがメインになるものと考えておりますが、監査人が政治資金監査を行う上で知っておいていただきたい事柄も、盛り込む必要があると考えております。

そこでまず、政治資金規正法の目的や基本理念、それから今般の政治資金規正法改正の経緯、それから政治資金監査の目的といったことを明らかにしておきたいと考えております。

政治資金規正法の目的・基本理念では、この法律の第1条、第2条に規定されていることとでございます。

また、改正の経緯では、国会議員関係政治団体に対して一定の義務を課すということとでございますので、この政治資金監査の制度が創設されたことと、これに加えて、国会議員関係政治団体に対しましては、少額領収書等の写しの開示制度など透明性の向上の仕組みが設けられたということとでございます。

それから、政治資金監査の目的では、独立した第三者による監査によって、国会議員関係政治団体の収支報告の適正の確保を図るというものでございます。また、監査マニュアルの位置付けも明らかにしておきたいと考えておりますが、政治資金監査の質を確保するとともに、監査業務の一般化・標準化を図るものと考えてよいかということとでございます。

その次が、政治資金監査の性格でございますが、これにつきましては、法改正が検討されているときから、公認会計士協会から提起されている問題でございますが、政治資金監査が、財務諸表監査のような適正性についての意見を表明する監査証明業務とは異なる性格の業務であることを明らかにすべきではないかということとでございます。その下のところでは、また国会の審議でも確認されているところでございますが、政治資金監査は、会

計帳簿、領収書等の関係書類が保存されているかどうか、これらの書面の記載が整合的であるかどうかを確認する業務とされております。

8 ページ、次のページを御覧いただきたいと思います。登録政治資金監査人と国会議員関係政治団体につきましても、監査人が知っておくべきこととして、法令で規定されている事項等を整理して、監査マニュアルに盛り込んでおきたいと考えております。利害関係など、今後、省令で規定することもありまして、論点のような書き方になっておりますが、この委員会で議論するというのではなくて、監査人に対して知ってもらいたいこととして明記しておきたいというものでございます。

次が監査指針で、監査マニュアルのメインとなる部分であろうと考えておりますが、まず、監査人として心がけていただきたいことなど、一般的な留意事項として書いておきたいと考えております。ここで例示として挙げております公正不偏の態度と独立性、それから正当な注意と懐疑心といった事柄は、公認会計士の監査基準を参考とさせていただいております。それで、政治活動の自由の尊重につきましては、政治資金監査に関して国会で審議された折に強調されていたものでございます。一般的な留意事項としてはどのような事項を盛り込むべきか、御審議をいただければと考えております。

次は、また監査人が監査を行うに際しましては、使用人その他の従業者の使用が予定されているものと考えられますので、その際留意すべきことを、この指針上明らかにしておくことが必要と考えております。

さらに、3 点目でございますが、これが監査の実務のポイントになるものと考えておりますが、次の9 ページに政治資金監査の監査事項として、法律で書いてあることを載せております。法第19条の13第2項第1号から第4号まで書いてありますが、第1号としては、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。第2号として、会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。第3号、第12条第1項又は第17条第1項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。第4号、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。このように規定をされているわけでございますが、監査人がこれらの事項について、では具体的にどのように監査を行うべきかということを書いていくことが必要だと考えておりますが、この点につきまし

ては、次回の委員会に向けて、さらにブレイクダウンした資料を用意していきたいと考えております。

8ページにお戻りいただきまして、最後に政治資金監査報告書についてでございます。これについても、記載事項、特に監査結果についてどのような記載をするのかということが重要ではないかと考えております。監査報告書の様式は省令で定めることとなっておりますが、この委員会の場においても議論を深めていただければと考えております。

なお、参考としまして、幾つか法令を抜粋したものをつけております。9ページは、ただいま見ていただきました政治資金監査の監査事項でございます。

それで、10ページは、政治資金監査報告書に関してでございますが、政治資金規正法では、第19条の13の第3項で、政治資金監査を行ったときは政治資金監査報告書を作成しなければならない、第4項で、監査報告書の様式は省令で定めるということ。なお、参考としまして、政党助成法による監査において監査報告書の記載事項はどうなっているかというものがございまして、政党助成法の施行規則の第21条のところには、ここにありますような規定がございます。

それから、11ページから16ページにかけては、現在の政治団体における会計帳簿がどういう様式で行われているか。会計帳簿に関連して、法令でどのように規定しているかというものでございます。

まず、第9条第1項の第2号のところでございますが、これを見ますと、すべての支出について、その支出を受けた者、支出の相手方の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載することを求めています。それで、会計帳簿の種類、様式及び記載要領は、総務省令で定められておまして、その省令が12ページでございますが、まずは、会計帳簿の種類として、収入簿、支出簿、運用簿、この3つでございます。そのうち特に支出簿についての様式を、13ページ以下に掲げておまして、項目としては、経常経費として、人件費、光熱水費等々、また政治活動費として、組織活動費、選挙関係費等々となっております。さらに、これらにどのように記載をするかということ、15ページと16ページに、省令としてこの記載要領が規定されておまして、基本的には、この帳簿につきましてもは収支報告書の様式と連動しているものということになっております。

資料2の説明は以上でございます。

【上田委員長】 どうもありがとうございました。この件につきましては、委員の皆さん、それぞれ御意見お持ちと思いますが、では、順番に私の方から。小見山先生から順番

をお願いします。

【小見山委員】 ありがとうございます。少しお話をさせていただいて、皆さんに御理解をまずいただきたいと思います。私は公認会計士でございます。昨今、公認会計士は皆様に非常に御迷惑をおかけしていることをおわびしなくてはいけないんですが、世間の方たちにですね。というのは、期待のギャップが非常に大きくて、公認会計士が、専門家でこれでよろしいだろうというふうに思っていたものが、やはり世間の投資家の方たちとの間でギャップがありました。

それから、いろいろ会社の者との関係を保ち、正しいことをしても、おまえらきちんとやらなかったんじゃないのかというようなことも言われておまして、これが皆様に対して非常に御迷惑をかけているのです。財務諸表監査という名前のものは、どうしても顧問先と契約、いわゆる会社と契約して、契約の内容のとおりやればいいというものではなくて、後で我々の責任を遡及してくる者がいて、それらの外の全然知らない人から矢が飛んでくるということですから、それに対する防御もおこななくてはいけないという勉強も、我々は常にしている次第でございます。

そこにおきまして、私どもが一番感じますのは、期待のギャップをどうしても埋めなくてはいけない。つまり、一般の投資家の方たちが望まれることを、できるだけきちんと我々の方も率直にかなえていくと。ただし、現実的に仕事をやりますと、時間的な制限、金額的な制限、こういうものがございまして、その中で合理的な結論をどうやって出していくかということになるわけです。

こちらの政治資金の監査に関しましても、同じようなことが出てくる可能性があります。そこで、公認会計士協会としましては、まず、一般の監査と、この支出のみを見る政治資金の監査と、違う形ではっきり一般の方たちに御理解いただくべきだというような観点から、名前も政治資金監査という1つのくくりでまず呼んでいただいて、監査というものでも、一般の財務諸表監査とちょっと違いますよというようなことを御理解いただきたい、こういうふうに思っているわけです。

その中で、今、参事官の方が御説明いただきましたが、7ページ目の下から2つ目の点のところ、政治資金監査はどのような性格を持つ業務かということ提案されているんですけれども、その中で、公認会計士法第2条の第1項というのは、財務諸表監査のことでございますので、ですから、これとは明らかに違って、登録政治資金監査人、このような方たちを守ってあげなくてはいけない立場の中で、これと全然違うものだということを、

我々はきちんと理解をしていかなくてはいけないのではないかなとまず思う次第です。

それから、できれば、報告書なんですが、最後に出す報告書の様式が、財務諸表監査に似てしまいますと、その点にまた新たな問題が出てくるころだと思っています。特に報告書のところで我々が注意するのは、公認会計士が行う監査報告書は意見を表明いたしません。簡単に言いますと、○か×か△か、もしくは□で、□というのは意見を表明しませんということです。意見差し控えというんですけれども、そういうような形で判定をします。ですから、無限定適正とか限定とかこれはだめだとか、もしくは意見差し控えという形で、全部必ず意見を表明します。

ところが、この政治資金規正法の方を読みますと、こちらはどちらかというと、意見の表明ではなくて事実関係、そういうことがあったのかどうか、これを見てくださいということですので、意見表明ではなく、これは事実を表明する。これはきちんとやっておりますというふうな事ではないかと思っております。今見ていただいております7ページ目の下から2つ目の点のところ、「合意された手続」というふうな形で書いてありまして、これはアグリードアポンというわけなんです、この合意された手続で行う検証手続というのは、あくまでも意見表明をしませんで、いわゆる事実関係があったかないかということを表示するだけでございます。したがって、監査報告書になりましても、できればそういうような形で、意見表明させずに、いわゆるあったかなかったか、きちんとしたかどうかというようなことの実事関係だけを書かせるような形に持っていただければと思っております。

またあとのいろいろ細かい点につきまして、私どもの方でお願い事をしなくては行けません、冒頭、いわゆる財務諸表監査とこのたびの政治資金規正法に基づく政治資金監査の違いというもののだけ、少々御説明させていただいた次第です。

【上田委員長】 池田先生、いかがですか。

【池田委員】 我々もそんなふうに思っております。ですから、監査という言葉がひとり歩きしたときに、どうしても公認会計士法の監査というのがイメージにありますので、それとは違うんだよということをきちっとしておくべきだと思いますね。

【上田委員長】 谷口先生、いかがですか。

【谷口委員】 今の御意見、全くごもっともでございまして、ともかく3士業の皆様は監査人になっていただくわけですから、なっただけのような制度にしないことには、これは動かないということですので、最大限そういったサポートを取り込んでいくという

ことは重要なのではないかというふうに私としても考えるわけであります。

また、おそらくこの政治資金監査という場合、3士業の方々はもちろん、これから登録される方も普段のお仕事からイメージをされるであろうと。また私の場合は、どちらかという監査される側ですけれども、学会の会計内部監査とか、あるいは会計検査院による検査とか、そういうのからやはりイメージするというので、おそらくイメージに少しずつずれがあるであろうことが予想されるので、統一的なイメージというものが登録しようとしてされている方に理解いただけるような工夫というものは、ちょうど今、裁判員制度で、陪審制と参審制との違いとかいうのをきれいに1枚紙になって出ていたりしますけれども、そういうようなものを参考にして、一般の方の理解を深めるというような作業も、これから必要になってくるのではないのかなと思います。

他方、一点私どもとしても注意をしたいのが、今般の政治資金規正法の改正のときに、反対意見というのもございました。このときの反対意見、ごく一部の党派でございましてけれども、そのときの論拠というのが、これは、本来は会計責任者、あるいは政治団体の代表が責任を負うべきものであって、会計監査というのは要するに屋上屋を架すようなものであるというような反対意見があったというふうに私は認識をしております。ですから、あまり会計監査や政治資金監査のあり方が形骸化してしまって、そのような反対意見に対して勢いづかせるようなことというのはいないように、我々としては、きっちりとした制度というものを他方につくっていくというような注意が必要なのではないかと思っております。

それから、もう一点は、監査事項に関してですけれども、この法第19条の13第2項、第1号から第4号のところではありますが、3、4号については、要するに帳簿どおり書いてあるということですよね。ここの部分については、なるべく国会議員関係政治団体についてはインターネットの書式で帳簿をつければ、自動的に報告書の方も作成されるというような形で、3、4号は監査の必要までもなくというような形なるべく誘導していくことによって、政治資金監査業務を軽減することができないか。

他方で、第2号の部分については、単に書いてあるということではなくて、今般の改正自体が、これまで積み重なってきた違法事項、あるいは違法とまでは行かなくても、訂正の申し出があったような事項を踏まえてなされているものですから、そういうことが起きないように、逆に言えば、これまでどのような違法事項があったのか、あるいは訂正の申し出があったのかということをし少し整理していただいて、それを封じるような形での政治資金監査のあり方というものを考えよう。ですから、もう少し個別具体的な事例という

ものを、お手数ですけれども次回以降、少し資料を作成いただければ幸いです。

以上です。

【上田委員長】 牧之内委員。

【牧之内委員】 最初に小見山委員が言われたことにつきましては、基本的には異論はございませんが、ただ、個々具体に入っていきますと、いろいろ議論が出てくるんだろうと思います。特に意見を表明しないということと言われましたけれども、私も、実際の公認会計士監査の意見がどのような意見というのをつぶさに存じ上げないものですから、ちょっとイメージがわからないんですけれども、意見を言わないということがどの程度までのことを意味するのかということにつきましては、また今後の議論の段階で保留させていただきたいと思います。

基本的には、だから、小見山委員が言われたことについて異論はありませんけれども、最後に谷口委員が触られた点、ここらを踏まえて検討していかなきゃいけないということですので、私どもは、やはり法律がどう書いてあるかということと、立法者の意思がどこにあるかということをよくよく吟味をしながらやっていくというのが、私どもの任務であろうと思います。

そういう意味で、政党交付金の監査報告というのが、公認会計士の監査がございしますが、この監査事項というのは、法律じゃなくて省令の方で規定されているわけですけれども、規定の中身は、今回の法第19条の13ですか、これと内容的に同じだと思いますけれども、一方の方は、だけど「適正化委員会の指針に基づき」というのが今回入っているんですが、政党交付金の方はそれは入っていないわけですけれども、この取り扱いを、具体的にどういう指導をしてきているのかということと対比をするということがひとつ必要ではないか。今まで、条文があるだけで特別なことはしておりませんという状況なのか、そこもよくわかりませんが、そういうことをする必要があるだろうということと、それから、公認会計士監査との関係が問題になるとしますと、それとは違うんだということはわかりますが、監査基準の内容を私ども詳しく知りませんので、監査基準にどういうことが書いてあるんだということで、それで、こことここは違うよねということをチェックしていく、そのことによって我々の理解も深まるということになるんじゃないかと思いますので、資料としてそういうものを事務局の方で、後日で結構ですので用意していただければいいんじゃないかなと思っております。

以上です。

【上田委員長】 ありがとうございます。

【小見山委員】 ちょっと補足をさせてください。監査は、きちんとした基準に従って、この人が会計帳簿をつけて、それをちゃんと公表しているかというのを見ます。したがって会計基準という1つの尺度がありまして、その会計基準という尺度にのっとっているかどうかの判定をするのが1つと、それから、監査基準は監査の仕方を規定しております。いわゆる鯨のような体を解体していきますが、時間的な余裕が全くない中で、これが健全なのか、腐っていないかと、失礼な表現ですけれども、そういうようなことを見ますので、合理的な監査をなさいと、規定しているのですね。

その中で、まず、会計の基準というのは、今こうやって流動的になっている中で、一般的な会計の基準に準拠しなさいという程度で終わっておりますが、問題は、監査の仕方がどうなっているのだということ、並びに監査の報告書をどのような形でやるのだというように書いてございます。ですから、判断が非常にたくさん入ってくるのです。

ところが、このたびの政治資金規正法に関しましては、立法の趣旨が、私どもが見られるのは国会の答弁だけでございますが、その中にも、形式的なチェックをしてくれというような表現が出ておりますので、できるだけ判断基準が個人にあまりないような形で持っていかれる方が、後で問題が少ないのではないかなと思うわけです。

【牧之内委員】 そうですね。それは、基本的には。

【小見山委員】 すみません、ちょっと余談ですけれども、そういうことが監査基準に書いてあることと、それから今の牧之内委員の御質問に対するお答えを述べました。

【上田委員長】 ほかの委員、ございませんか。

それでは、委員の皆さんからいろいろと御発言がありましたけれども、事務局の方では今後どのように議論を深めて整理していくおつもりか、ちょっとお伺いしたいんですけど。

【丹下事務局長】 事務局では、これまで委員の先生の方々から個別に御意見を伺っております、それを本日、資料2の形で論点としてまとめてまいったところでございます。政治資金の監査に関する具体的な指針をこれから検討する際には、もちろん個々の項目の議論も必要でございますけれども、議論のよりどころとなりますような基本的な原則のようなものを立てて、言わば旗を立てて、どこから指摘されてもこの方針で行くんだという委員会としての柱立てをした方が、皆さんがまとまるのかなと思っております。そこで、本日、会議後回収いたしますけれども、1枚の資料をつくりましたので、参事官の方から説明させていただきたいと思っております。

その際、今、委員のお話にもございますように、今回の監査は3士業の方々の本来的な業務ともやや違う面があり、それから、我々総務省あるいは選挙管理委員会がやっている形式審査ともやや違う面があること。さらに、いわゆる強制権限を持っている当局の調査とか捜査とまた違うというところを踏まえて、どういうところに特色、あるいは異同があるのか、その辺を少し念頭に置きながらつくってみたものでございます。

参事官、よろしく申し上げます。

【松崎参事官】 それでは、今、お手元にお配りしました「政治資金監査の基本原則（未定稿）」としております資料について説明させていただきます。

これは、政治資金監査の基本となるような特色なのかもしれませんし、その原則ということで置いております。また、そこからどのような監査の指針というものが導かれるかというものを整理してみたものでございます。ただ、十分議論が進んでいない中で、若干先走って書いておるところもございしますが、その点は御容赦をいただければと思います。

1つ目が、独立した第三者による監査であるということでございますが、政治資金に外の目が入るということで、外部性の確保であろうと思っております。こういう中では、利害関係がある場合には監査の制限がなされるということ、また、監査報告というものは監査の手続を実施した結果のみを書いていくものであるということ。

そこで、次が、職業的専門家による監査である。弁護士、公認会計士、税理士という方々に監査をしていただくということでございますし、また、さらにそのような資格を有する専門家の方々に、研修を受けて監査を行っていただくということ。それから、3つ目のところに飛んでしまいましたが、監査人の方々は、一定の場合には責任を問われることがあるんだと。そのような中で、職業的専門家としての正当な注意をもって監査を行うことが求められるものではないかということでございます。

3つ目が、外形的・定型的な監査と書いております。先ほど小見山委員からも、国会の審議では形式的なチェックと言われているわけでございますが、この点につきましては、1点目に、監査人は会計責任者の作成した収支報告書について、その記載内容が整合的かどうかについて監査をするものだということでございます。また、ここで、支出の真実性を見抜く責務まではないというような括弧書きもされておりますが、正当な注意をもって実施をしていただくわけですが、支出の真実性を見抜く責務まではないものということ。また、監査は試査ではなく、悉皆調査で行われるものであること。それから、政治活動の自由との関係で、政治資金の使途の妥当性を評価するものではないということを書いてお

ります。また、監査報告書については、このような手続を実施した結果のみを記載するものであると。

4つ目は、当事者間の相互信頼と原則の方には書いておりますが、監査人が効率的に監査を行っていく上では、会計責任者の協力が不可欠であろうと思っております。そういった中で、事故が起きないようにということもありますし、現地で現物を監査するというのもここにに入れております。

それで、最後、下のところでございますが、収支報告の適正の確保。これは、これまでにも収支報告の適正については、政治団体の会計責任者が責任を負っていたわけでございますし、今般、政治資金監査制度が導入されたことによって、会計責任者の責任が監査人に転嫁されるものではないということを確認的に書いているものでございますが、一方で、監査人に過大な責任を求める制度ではないんだということで、先ほど谷口委員からも、監査人の確保ができなければいけないということもありまして、監査人の登録を促すということで、こういったものをここに掲げております。

資料の説明は以上でございます。

【上田委員長】 それでは、新しく配付していただきましたこの資料もあわせて、御意見が、委員の皆さん方ございますでしょうか。

【牧之内委員】 よろしいですか。さっき言ったこととの絡みにちょっと関係するんですが、ここに何項目か挙げてありますけれども、監査基準から引いてきたのかなと思うようなところもありますし、監査基準をカットしているところもありますけれども、そこらを、先ほど私がちょっと質問で触れましたようなことから、もうちょっと議論ができるようにしていただければいいんじゃないかと思うんですけれども、例えば正当な注意と懐疑心というような表現がありました。ここではそういう言葉、表現は使っておりませんが、それはどうなのかというような点とかですね。

【上田委員長】 というような今の牧之内委員のお話に対して、参事官の方から。

【松崎参事官】 公認会計士の監査基準の方から参考に、先ほど資料2で御説明しましたように、正当な注意と懐疑心のところで、懐疑心という言葉について、いろいろよく読んでみると、何ていうんでしょうか、予見を持たないというようなニュアンスの方がより正しいのかなと。だから、懐疑心というところが、懐疑的になってあたかもはなから疑いをかけているというイメージで行くと、ちょっと言葉として強過ぎるかなという思いも事務局としてありまして。

【牧之内委員】 確かにそうですね。

【松崎参事官】 それで、資料2の方ではそのまま、使われているものを載せたんですが、懐疑心という言葉が、監査基準の方で使われた意味と違う形で受けとめられると、あたかも政治資金についてとても疑問に思った形で最初から監査に入る、逆に予見を持って入るみたいなイメージを持つと、ちょっと使い方としてどうかという思いで、こうなったという経緯はございます。

ただ、御指摘にありましたように、監査基準の方でどうなのかというのは、改めて、次回に向けて資料は整理をさせていただければと思います。

【上田委員長】 これは、公認会計士法にそういう言い方をしているんですか。

【小見山委員】 はい、善管注意義務には書いてございますね。非常に抽象的な言葉なんですけれども、プロとしてしっかりやりなさいというような意味では、そういう言葉が適当であるということ。

【上田委員長】 弁護士とはちょっと違います。弁護士は、依頼者のために一生懸命やりなさいとか。

【小見山委員】 そうなんです。だから、我々は本当に知らないところからの御意見を受けて、突然矢が飛んでくることがあるものですから、まずは真つすぐ前を向いて注意しながらやりなさいと言われていきます。普通は、契約された方のことを見るというのは、健康ですよという判子を押していただくお医者さんなら、目の前の患者なのでよろしいですね、良くしていこうという意味で。そうじゃなくて、監査人は後ろにいる第三者である投資家などのためにやっているわけです。しかし、契約はその投資家などでない会社と結ばなくてはいけないというような、ちょっとおかしな制度ですけれども、その中では、いわゆる監査料などのお金とかそういうものに屈せずに、ちゃんと自分で正当な注意をもってしっかり頑張りましょうと、こういうことでございます。

【上田委員長】 ほかに何かございますでしょうか。

【小見山委員】 ちょっとよろしいですか。私ばかりしゃべって申しわけないです。

これは、私も読ませていただきまして、非常にありがたいなと思いましたが、感想としてお話しさせていただきますと、真ん中にございます、外形的・定型的な監査という形で監査の内容について書いてございまして、2つ目のところでは、「記載内容の整合性を見るものである」ということで、括弧書きに書いてありますように、支出の事実を見抜く責務まではないというようなことです。そこを我々は非常に危惧しておりましたが、このよ

うに明確に表現していただいていることに感謝しております。この点は、きちんとこの委員会の中で御理解いただければ、本当にありがたいなと思います。

それから、その2つ飛んで、下から2番目になりますけれども、政治資金の使途の妥当性についてですが、これは、本当にそういう目的で使われたかどうかという判断まで監査人に期待するのは難しいのではないかなと思いますので、この点も私どもは非常にありがたいなと思います。

【上田委員長】 谷口委員、どうぞ。

【谷口委員】 私もそのとおりだと思います。会計検査の場合だと、それこそ、何でこの水はこんなに高いんだと言われるわけなんですけれども、そこまではできないということだろうと思います。

それと若干話が変わるんですが、監査にかけるということになると、今どうなっているか教えていただきたいんですけれども、事実と違うというものが出てきた、要するに帳じりが合わないという場合が出てきた場合に、現在においては、事実上、政治団体において使途不明が何となく解散まで受け継がれていくというような場合もあったり、何となくよくわからないような形で処理をされるような場合があったりということになるわけなんですけれども、このたび、監査にかかるということになると、それが事実の支出であったということを経済監査にかけるというか、その監査の方がそれを確認するということになりますね。

そうすると、よくわからない、要するに、端的に言えば使途不明の処理というのはどのような形になるのか、あるいは現状の形で、それはそのまま監査にかけても大丈夫であるのか。ちょっとそこら辺、私、現状と今後の見通しについて不案内なものなので、教えていただければと思うんですが。

【上田委員長】 要するに、今、先生がおっしゃったのは、例えば1例としては、政治団体の事務員なりが10万円なりの領収書を発行する。その先ははっきりしないと。一種の使途不明になっちゃって、そういう場合はどうなるかということも踏まえてちょっと。

【丹下事務局長】 現行体制については、政治資金課長が答えるべきですけれども、以前、政治資金課長をしたことがございますので、その体験から申し上げますと、我々が受け取るのは収支報告書だけなんです。そこに書いてある記載事項については、それ以上でもそれ以下でもないという整理になってございます。すなわちAさんならAさんにあげましたと言ったら、それはオーケーです。そのかわり、その説明責任は政治団体が負うと

いう整理になっているんです。

ところが、今回、新しく監査が入りますと、収支報告書をつくる根拠となる、各月日の会計帳簿と照らし合わせるわけです。そうすると、一層その正確性を問われるわけですね。しかも、なおかつそれに対応する領収書があるかどうか、ここまでやるとかなり、結果的には使途不明的なものがなくなる方向でおそらく作用することは間違いないと思います。

ただ、実際に監査に行った場合に、法律を見ましても、強制権限はございませんので、問いただして、「いや、わかりませんね」とか、逆に「ないですね」と言われた場合は、それ以上はおそらく追及できないという結果になるのが通常だと思います。その際には、おそらくその旨、事実を淡々と書いていただくと。そこにも書いてございますように、手続を実施した結果のみを記載するということになって、それを監査報告書につけることになると思います。そうすると、世の中の方がそれを見てどう判断するかということに、つながっていくのではないかと考えております。

【谷口委員】 確認させていただければ、監査の報告書みたいなどころには、何円分については領収書がなかったとか、そういう事実の記載が生じ得るというわけですね。逆に言えば、そのところをうまく処理しないと判子をつけないぞというプレッシャーにさらされるということではないと。

【丹下事務局長】 プレッシャーですね。

【谷口委員】 ええ。

【丹下事務局長】 ただ、ちょっとまだ議論中でございますけれども、それがなかったら本当に判子をつけないのかというと、なかなか難しい問題がまたございまして、ここまではわかったけれどもここから先はなかなか行きつかなかったという旨を、職業上の良心、あるいは善管注意義務として書き加えるという考え方もあろうかと考えております。

【上田委員長】 条件付きで、そういう注記を入れることによって判子をつくつと。

【谷口委員】 そうですね。あまりに定型的な報告書で、確認した、ぽんというようなあれだと、逆に監査人の方が判子をつけなくなってしまうという場面が生じるのではないかなと、そういう懸念です。

【小見山委員】 あと、監査の契約について質問します。私が引き受けたとしますね。そのときに、あまりにも整理がひどいとか、今もおっしゃったようにものがないとか、いろんなことが合っていないというとき、私は、監査の報告をする期限が近づいているにもかかわらず、一生懸命頑張りましたけどできませんでしたというときに、監査報告書を出

せませんというように監査の報告書の提出を拒絶することは、私に責任が覆いかぶさることなんでしょうか。

【松崎参事官】 その点につきましては、まさに10ページに政治資金監査報告書についての法律の規定がございますが、登録政治資金監査人は、政治資金監査を行ったときは作成しなければいけないということで、監査報告書を作成しなければいけないですが、逆に言うと、監査ができなかったというところまで、根っこまで戻っちゃうと、そこは監査人の側に報告書を作成する義務は生じないのではないかと。

【小見山委員】 そうですか。

【松崎参事官】 やはりそこは逆に契約として、依頼人の方に契約がなかったということで戻してしまえば、あたかも何か監査人の方が、会計責任者がきちっと会計処理をしていなかったことの責任まで背負う必要はないのではないかと。それが、先ほど申しましたように、会計責任者の方の責任まで監査人に転嫁されるという仕組みではないということではないかと考えております。

【上田委員長】 そうすると、会計責任者が期限内にその報告書を提出しなかったという責任だけ残っちゃうわけ。

【松崎参事官】 はい、監査報告書をあわせて提出しなければいけませんので、監査報告書を手にできなければ、収支報告書の提出の義務がきちっと果たせないということになっていくかとは思いますが。

【小見山委員】 そうなると大変ありがたいですね。それは、牽制事項になりまして、会計責任者、帳簿を記載するべき者がきちんと用意しなさいということを暗に言っている形になります。そうしますと、それを前提に監査人が乗り込んでいくことになりますので、そういう意味では非常にありがたいと思います。

【丹下事務局長】 若干補足いたしますと、本日提出したこの基本原則の4つ目の相互信頼でございますけれども、我々はまさにそういったイメージで書いたところでございまして、監査に入られる方が行ったら、領収書が全く整理されていなくて1からやりなさいと、こういうことを予定しておりません。きちんと月ごと、あるいは事務所ごとにそろえておいてもらって、それを突合する作業から入るということを前提としております。どこまで契約書のひな型をつくるかはまだこれからの御議論でございますけれども、その中でも、やはり契約である以上相互に債務と債権があるわけですから、契約関係の中で、債務不履行にならないようなことを定めておくのは、最低限必要かなと考えております。

【牧之内委員】　ちょっと質問ですが、この3段目の外形的・定期的な監査のところ、上から2つ目の点ですが、記載内容が整合的かどうかという言葉を使っていますけれども、この整合的というのはどういう意味なのか。縦横の計算が合っていますとか、領収書の合計額になっていますという突合的な話なのか、それとも、記載すべきところにちゃんと適正に記載されているというところまでを含むのか、そういう点は、どういう意味でこの整合的という表現が使われたのでしょうか。

【丹下事務局長】　基本的には、おっしゃられた前者の、縦横斜めが合っているかということだと思いますが、御指摘のように、例えばこれは事務所費に整理すべきなのか、政治活動費に整理すべきなのかという項目のことも含めて、全体としてうまくまとまっているか、すなわち、あるときは事務所費、あるときは別のところに入っていて、おかしいじゃないですか、一貫性がないじゃないですかということは、もちろん言えるんじゃないかと思っております。それは両面あるんじゃないかと思っております。

【松崎参事官】　あと、補足で、お手元にこのファイルの資料があるかと思いますが、この中に、国会の審議の議事録を盛り込んでおりまして、7と書いてありますところの6ページから7ページにかけて、この参議院の質問の仁比先生の質問の中で、6ページ一番下の段から質問が入りますが、その中で、「監査人の責務は、帳簿や領収書などの保存と備付け、それから収支報告書とそれらの帳簿、領収書等との突き合せということだと思われましても、そういった理解でよいのか」という問いがございまして、それに対して棚橋先生の答弁で、「まず」というところは、先ほどの規定を一号から四号まで書いておりまして、その最後の行のところでも、「いずれも先生、委員御指摘のように」と。それで7ページに参りまして、「書類が保存されているどうか、それから書面の記載が整合的かどうかというような形式的なチェックをするというふうに理解しております」という答弁がございまして。

それから、さらに先ほどの支出の真実性を見抜く責任というものもここにございまして、またさらに仁比先生の質問、7ページの最上段の中ほどの後ろの方に、「確認ですけれども、監査人にはそういった支出の真実性を見抜く責任、責務、これはないという考え方でよろしいわけでしょうか」というものに対して、大口先生の方の答弁で、「先生御指摘のとおりでございます」という国会での質疑のやりとりがございまして、一応そこを踏まえて先ほどの記述になっております。

確かに、そうしますと、書面の記載が整合的かどうかというところをさらにどう読むか

というところまでは、なかなかここからは判然としませんので、この考え方を踏まえて、ちょっとマニュアルで、いけるところは、説明をしていく必要があるかと思えます。

【牧之内委員】 ちょっとすみません。今、会議後回収となっていますけれども、本日も何か基本原則を決めようというお話、決めてもらいたいというお話ですか。

【丹下事務局長】 問題提起として、こういうことを中心にやっていった方がいいんじゃないかということをございます。

【牧之内委員】 そういう意味ですね。

【上田委員長】 では、せっかくですから、今のお話、今後の予定。

【丹下事務局長】 すみませんです。

本日、随分、1時間以上御議論いただき、ありがとうございました。次回以降、本日の議論を含めまして、御指摘のあった個々具体のケースにはどうするのかというようなことを、議論したいと思います。それからもう一つは、本日御議論もありましたけれども、もちろん形式的にはするんですけれども、それだけでは世間の期待相場からどの辺まで行くのかという議論もございますので、どこまでやれば、ここに書いてございます「正当な注意をもって行った」と言えるのか、その辺の様式ないし内容がある程度詰められれば、それも次回に御説明したいと考えているところをございます。

次回の委員会でございますけれども、一応7月1日に予定をさせていただいておりました、あともう一、二回、可能ならやらせていただきまして、その日を含めて二、三回ですね、7月末から8月ぐらい、遅くともお盆ぐらいまでには粗々の案を固めたいと思っております。と申しますのも、先ほど参事官が御説明申し上げましたように、一応9月を目途に監査人の登録を始めようと思えます。その段階で何も方針が決まっていなかったら、登録しようと考えている方が、どういうものに申し込むかがわからないということになりかねませんので、それより以前にある程度の方向性を出したいと考えているところをございます。

【上田委員長】 よろしゅうございますか。

じゃあ、本日の議題は以上でございますけど、そのほかの事項につきまして、事務局から何かございますでしょうか。

【松崎参事官】 私の方から説明いたします。本日の委員会の審議状況につきましては、この委員会終了後、事務局長の方から記者会見を予定いたしております。本日の資料につきましては、委員限りとなっているものは非公表ということにしたいと考えておりますが、

それ以外の会議資料につきまして、記者会見の場で配付する予定となっております。また、先ほど議事録のことを御議論いただいたんですが、議事録とは別に議事要旨につきましては、一応、会議開催の翌日から3日以内には出すということになっておりまして、後日、先生方の御確認をいただいた上で、私どものホームページの方に掲載をしたいと考えておりますので、若干ショートノーティスで確認をお願いすることになりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

【上田委員長】 どうぞ、池田委員。

【池田委員】 会議の進め方なんですが、いろんな方面からいろんな意見が出ておりますね。基本的にはやはり具体的な指針、監査マニュアルがどういう位置付けであつて、そこにどういうものを織り込むかということだと思ひますね。そうしますと、幾つかの問題、例えば会計責任者の位置付けというか、責任の問題とか、あるいは監査人の責任とか義務とか、あるいは補助者をどうするかとか、個別具体的な話がいろいろ出てきますね。

それで、虚偽の申請があつた場合には、どこまでそれを、ただ帳簿と領収書が突合していたら、合えばいいですよ。しかし、明らかにその内容がおかしいではないかと思ひたときには監査人はどうするのかというふうな問題とか、個別具体的なことの議論に入るのはいつ入るんですか。次回からですか。

【丹下事務局長】 次回からです。それまでに事務局で用意したいと思ひております。

【上田委員長】 先ほどの事務局長の御発言も、私はそのように理解しまして、次回以降、だんだん細かい方に。

【丹下事務局長】 ブレークダウンしていつて、そういう個別の問題に入らないとですね。

【上田委員長】 という趣旨で。

【池田委員】 そうですか。わかりました。

【松崎参事官】 今、池田委員のおっしゃられたのが核心のところではないかと。

【池田委員】 ですから、これを見せていただいて、やっぱり一番大切なのは、監査マニュアルの中で責任義務というものをきちつとやるべきではないかなと。マニュアルがあつて、そのとおりにやっておれば責任はありませんよということを明記すべきだと思ひますね。そういったところをきちつとやっておかなければ。次回からされるようであれば、それで結構なんですけれども。

【上田委員長】 では、よろしゅうございますか。

【池田委員】 結構です。

【上田委員長】 そのほかに御質問ございますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了いたしたいと思いません。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いいたします。参事官、お願いいたします。

【松崎参事官】 先ほど事務局長の方からも申し上げましたが、次回、第3回の委員会につきましては、既に日程調整をさせていただいておりますが、7月1日の午後に開催をさせていただきたいと考えております。また、第4回目につきましては、委員の先生方の日程で7月29日が御都合がよろしいようですので、7月29日に予定をいたしております。さらに、今後の審議の状況によりましては開催が必要なことも考えられますので、8月の御都合を、この委員会の終了後にお伺いさせていただきたいと考えております。

あわせて、先ほど申し上げました本日の議事要旨を確認させていただく上での送付先を、ちょっと確認させていただければと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

【上田委員長】 本日は、長時間にわたり御熱心に御審議いただきまして、どうもありがとうございました。